

【政令指定都市移行に伴う影響額試算の前提】

資料1

この試算は、先進他市の事例等をもとに行った仮試算であるため、移譲される業務や財源については政令指定都市移行後に関係官庁と行う協議や政令指定都市移

項目	前提
対象地域	熊本市、下益城郡城南町、鹿本郡植木町 (平成21年度内の合併を前提としています。)
試算期間	平成24～30年度（7年間） (平成24年度からの政令指定都市移行を前提としています。)
県からの権限移譲事務	政令指定都市移行時に県から移譲されることとなる法令必須事務 (平成20年度に「政令指定都市移行に伴う権限委譲事務に関する県・市合同検討会」が実施した調査に基づくもので、県から移譲される事務については、今後、正式な県市間の協議の場を通して決定されるものです。)

《歳入》

項目	前提
地方交付税	政令指定都市の補正係数を用い基準財政需要額を算出するとともに譲与税等の影響を基準財政収入額に反映して算出した見込額
国・県支出金	権限移譲に伴う事業の財源として交付が見込まれる額及び政令指定都市移行に伴い減額が見込まれる県補助金の合算額
市債	権限移譲に伴って整備する国・県道路の整備等に要する費用（投資的経費）の一部に係る借入見込額
その他	・宝くじ収入は、交付対象販売実績(平成19年度)を人口按分により試算。 ・軽油引取税交付金等は、平成19年度決算額に基づき、国・県道延長・面積、政令指定都市移行後の交付基準等を勘案した見込額

《歳出》

項目	前提
義務的経費	
人件費	平成19年度における法令必須事務に対する従事時間数に基づき、増員される職員の人件費相当見込額 ※県から移譲後の事務の効率化や投資的経費等の見直しを勘案したものではありません。
扶助費	平成19年度における法令必須事務の決算額に基づく見込額
公債費	権限移譲に伴って整備する国・県道路の整備等に要する費用の一部に係る借入額（市債）に基づく元利償還金見込額
投資的経費	平成19年度における法令必須事務の決算額に基づく見込額
その他の経費	・政令指定都市移行以前に県が整備した熊本市域の国・県道整備費借入金の償還引継金は、先進他市事例に基づく見込額 ・政令指定都市移行に伴い増加する旅費・各種負担金等見込額

周辺2町との合併・政令指定都市移行に伴う財政見通し（H21-H30）

A 2町合併収支試算

周辺2町（城南・植木）との合併後、10ヵ年の予算規模は約2兆4千億円と試算しています（表1）。合併後も収支均衡した財政運営を行い、現在の財政調整基金規模100億円超についても確保できる見通しです。

表1：周辺2町（城南・植木）との合併に伴う収支試算《普通会計》

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	10ヵ年計
市税	959	967	973	978	982	992	1,001	1,004	1,011	1,018	1,018	9,944
地方交付税	339	352	360	342	342	344	343	336	331	326	320	3,396
国・県支出金	561	423	472	477	460	481	477	482	491	497	496	4,756
市債	248	301	296	288	263	229	250	267	224	220	225	2,563
その他	394	375	348	358	331	324	336	318	323	297	303	3,313
歳入計	2,501	2,418	2,449	2,443	2,378	2,370	2,407	2,407	2,380	2,358	2,362	23,972
義務												
人件費	476	477	463	457	440	442	443	448	449	437	431	4,487
扶助費	532	536	552	566	580	594	609	623	637	653	667	6,017
公債費	358	391	331	334	337	342	342	336	337	326	319	3,395
投資的経費	309	309	400	396	333	301	324	313	285	272	269	3,202
その他の経費	826	705	703	690	688	691	689	687	672	670	676	6,871
歳出計	2,501	2,418	2,449	2,443	2,378	2,370	2,407	2,407	2,380	2,358	2,362	23,972
収支	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
財政調整基金残高	111	112	100	75	71	73	63	69	75	109	132	

B 政令市移行影響額試算

表2：政令指定都市移行に伴う影響額《※内訳右頁》

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	10ヵ年計
地方交付税	0	0	0	0	61	61	62	66	71	76	81	478
国・県支出金	0	0	0	0	71	71	71	71	71	71	71	497
市債	0	0	0	0	71	71	71	71	71	71	71	497
その他	0	0	0	0	45	45	45	45	45	45	45	315
歳入計	0	0	0	0	248	248	249	253	258	263	268	1,787
義務												
人件費	0	0	0	0	7	7	7	7	7	7	7	49
扶助費	0	0	0	0	19	19	19	19	19	19	19	133
公債費	0	0	0	0	0	1	3	10	16	23	30	83
投資的経費	0	0	0	0	161	161	161	161	161	161	161	1,127
その他の経費	0	0	0	0	24	24	24	24	24	24	24	168
歳出計	0	0	0	0	211	212	214	221	227	234	241	1,560
収支	0	0	0	0	37	36	35	32	31	29	27	227

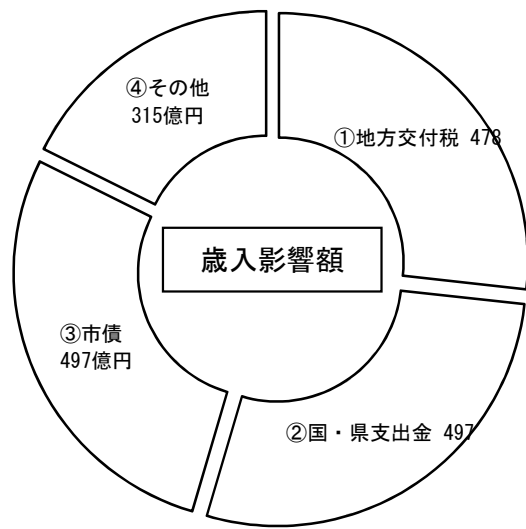
C 政令市収支試算(A+B)

政令指定都市移行に伴い、予算規模は10ヵ年で約2兆5千5百億円となります（表3）。政令指定都市になることで220億円超の留保財源が生み出され、これを政令指定都市にふさわしいまちづくりの財源として活用します。

表3：政令市移行後収支試算《普通会計》

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	10ヵ年計
市税	959	967	973	978	982	992	1,001	1,004	1,011	1,018	1,018	9,944
地方交付税	339	352	360	342	403	405	405	402	402	402	401	3,874
国・県支出金	561	423	472	477	531	552	548	553	562	568	567	5,253
市債	248	301	296	288	334	300	321	338	295	291	296	3,060
その他	394	375	348	358	376	369	381	363	368	342	348	3,628
歳入計	2,501	2,418	2,449	2,443	2,626	2,618	2,656	2,660	2,638	2,621	2,630	25,759
義務												
人件費	476	477	463	457	447	449	450	455	456	444	438	4,536
扶助費	532	536	552	566	599	613	628	642	656	672	686	6,150
公債費	358	391	331	334	337	343	345	346	353	349	349	3,478
投資的経費	309	309	400	396	494	462	485	474	446	433	430	4,329
その他の経費	826	705	703	690	712	715	713	711	696	694	700	7,039
歳出計	2,501	2,418	2,449	2,443	2,589	2,582	2,621	2,628	2,607	2,592	2,603	25,532
収支	0	0	0	0	37	36	35	32	31	29	27	227
財政調整基金残高	111	112	100	75	71	73	63	69	75	109	132	

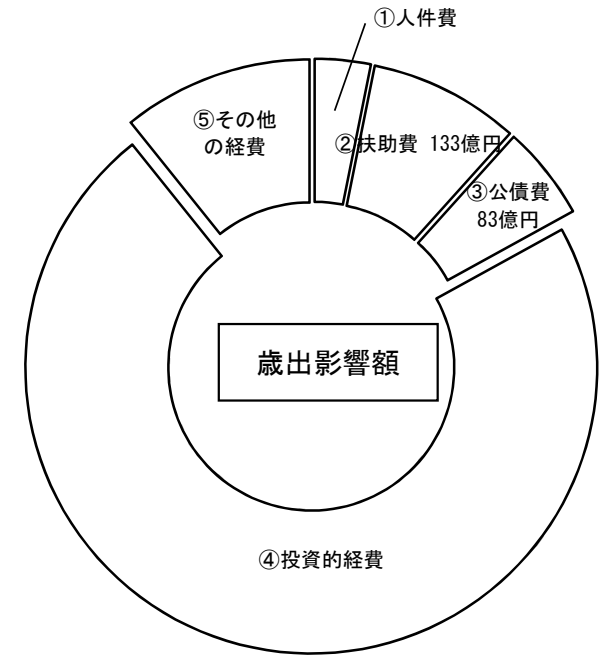
【歳入影響額の試算】



- ① 地方交付税・・・政令指定都市移行に伴う、独自の算定による加算額を示しています
- ② 国・県支出金・・・権限移譲に伴う事業の財源として交付される額及び政令市移行に伴い、減額される県補助金の合算額を示しています
- ③ 市債・・・権限移譲に伴って整備する国・県道路の整備等に要する費用の一部についての借入額（市債）を示しています
- ④ その他・・・政令市移行に伴って新たに付与される軽油引取税交付金や宝くじ収入等について示しています

歳入-歳出 (留保財源)

【歳出影響額の試算】



- ① 人件費・・・政令指定都市移行に伴い、市民サービス向上にむけ増員される職員人件費を示しています
- ② 扶助費・・・権限移譲に伴い、新たに市で実施する精神障害者医療給付費、児童養護施設措置費等に要する経費を示しています
- ③ 公債費・・・政令指定都市移行に伴って整備する施設整備のための借入金（市債）の償還金を示しています
- ④ 投資的経費・・・政令指定都市移行に伴って移譲される国・県道整備費等を示しています
- ⑤ その他の経費・・・政令市移行以前に県が整備した、熊本市域の国・県道整備費借入金の償還引継金等を示しています

政令指定都市移行に伴う財政影響額試算

(単位：億円)

A 今回影響額試算

表1：H22.10影響額試算<<一般会計>>

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	10ヵ年計
地方交付税				44	45	46	49	52	56	59	351
国・県支出金			1	65	66	66	66	66	66	65	461
市債		19	28	60	60	60	60	60	60	60	467
その他の歳入				61	61	61	61	61	61	61	427
歳入計		19	29	230	232	233	236	239	243	245	1,706
人件費			1	10	10	10	10	10	10	10	71
扶助費				14	14	14	14	14	14	14	98
公債費				1	3	6	8	12	16	21	67
投資的経費		21	32	136	136	136	136	136	136	136	1,005
その他の経費		6	14	36	26	26	26	26	26	26	212
歳出計		27	47	197	189	192	194	198	202	207	1,453
収支		▲ 8	▲ 18	33	43	41	42	41	41	38	253

①
留保額

B 前回影響額試算

表2：H21.5影響額試算<<一般会計>>

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	10ヵ年計
地方交付税				61	61	62	66	71	76	81	478
国・県支出金				71	71	71	71	71	71	71	497
市債				71	71	71	71	71	71	71	497
その他の歳入				45	45	45	45	45	45	45	315
歳入計				248	248	249	253	258	263	268	1,787
人件費				7	7	7	7	7	7	7	49
扶助費				19	19	19	19	19	19	19	133
公債費					1	3	10	16	23	30	83
投資的経費				161	161	161	161	161	161	161	1,127
その他の経費				24	24	24	24	24	24	24	168
歳出計				211	212	214	221	227	234	241	1,560
収支				37	36	35	32	31	29	27	227

②
留保額

C 比較増減

今回留保額試算① +253億円 - 前回留保額試算② +227億円 = **+26億円**

【主な増減項目】

○歳入	▲81 (1,787⇒1,706)
(地方交付税) ▲127 (478⇒351)	・ 軽油引取税交付金の増加による基準財政収入額の増加
(国・県支出金、市債) ▲66 (994⇒928)	・ 国県道路事業費への充当特定財源分 ▲141 (984⇒843)
・ 三単県医療費助成県補助 +41 (▲63⇒▲22)	・ 皆減見込みから補助率1/3で継続へ
・ 区役所分合併推進債 +44 (皆増)	・ 新たに所要財源を算入
(その他の歳入) +112 (315⇒427)	
・ 譲与税等 +126 (175⇒301)	・ 道路交通量補正の適用による軽油引取税交付金の増
・ 宝くじ収入 ▲21 (140⇒119)	・ 売上減少に伴う時点の差
○歳出	▲107 (1,560⇒1,453)
(投資的経費) ▲122 (1,127⇒1,005)	・ 県のH21決算より、年度事業費を160⇒140億円に減額
・ 国県道整備費 ▲168 (1,120⇒952)	・ 新たに所要額を算入
・ 区役所建設 +49 (皆増)	
(その他の経費) +44 (168⇒212)	
・ 電算開発経費 +30 (皆増)	・ 新たに所要額を算入
・ 電算システム管理費等事務費 +28 (皆増)	・ 新たに所要額を算入
・ 県債償還引継金 ▲36 (140⇒104)	・ 財源等移譲協議に基づく減
・ 任意移譲事務 +15 (皆増)	・ 新たに所要額を算入

政令市移行影響額試算について

●試算の前提

(試算期間) : 平成24年度の政令指定都市移行を前提として、平成30年度まで試算

(移譲事務) : 国県道管理をはじめとする法令必須事務のほか、都市基盤河川及び加勢川の管理に関する事務・身体的障害者更生相談所設置等の法令任意事務等も含め、移譲協議が整った303事務について県から移譲を受ける前提で試算

●歳入試算の積算等

(地方交付税) : 政令指定都市の補正係数を用い基準財政需要額を算出するとともに、譲与税等の影響を基準財政収入額に反映して算出した見込額

(国・県支出金) : 権限移譲に伴う事業の財源として交付が見込まれる額
 ・ 三単県医療費助成(乳幼児等医療費助成、ひとり親家庭医療費助成、重度心身障害者医療費助成)県補助金については、補助率が1/3に変更される前提で減額(従来1/2)(年額約▲3億円) ※

(市債) : 権限移譲に伴って整備する国県道整備に要する費用及び区役所建設経費等の投資的経費の一部に充当する見込額

(その他) : 宝くじ収入は、交付対象販売実績を人口按分により試算した額(年額約17億円) ※
 ・ 譲与税等は、平成21年度決算額に基づき、国県道延長・面積、政令指定都市移行後の交付基準等を勘案した見込額(年額約44億円)

●歳出試算の積算等

(人件費) : 移譲事務に要する人員見込額(平成24年度以降正職員最大110人で試算)

(扶助費) : 平成21年度における移譲事務決算額に基づく見込額

(公債費) : 権限移譲に伴って整備する国県道整備に要する費用及び区役所建設経費等の投資的経費の一部に充当した市債の元利償還見込額

(投資的経費) : 権限移譲に伴って整備する国県道整備に要する費用及び区役所、土木センターの建設経費等見込額

(その他の経費) : 政令指定都市移行以前に県が整備した熊本市域の国県道整備費借入金の償還引継金見込額(約286億円)(年額約14.9億円) ※
 ・ その他移譲事務経費(年額約7億円)、電算システム開発費(30億円)、電算システム管理費等事務費(年額約4億円) 等

※は、県との財源等移譲協議により試算した見込額

政令市移行に伴う財政収支影響額試算〔20ヵ年平均〕

本市の政令指定都市移行を前提とした県市協議の結果などを踏まえ、本市が政令指定都市に移行することにより、増加する移譲事務の所要経費及び財源等について、政令市移行年度から20ヵ年分（H24-H43）を平均化した収支は次のようになります。

（歳出：移譲事務等所要経費）（一般財源ベース）

	20ヵ年平均額
国県道管理費（法令必須）	71.6億円
人件費	5.4億円
整備事業費	19.6億円
公債費	31.7億円
県債引継負担金	14.9億円
その他法令必須事務	10.3億円
人件費	2.6億円
事業費	7.7億円
（法令必須事務小計）	（81.9億）
法令任意事務等	3.1億円
人件費	2.6億円
事業費	0.5億円
基礎的サービスの充実	6.8億円
区役所整備費（公債費）	2.3億円
政令市事務費等	4.5億円
合計（A）	91.8億円

（歳入：財源の変化）

	20ヵ年平均額
地方交付税	58.1億円
国県道管理等法令必須分	20.6億円
その他の増分	37.5億円
譲与税等	43.3億円
三単県医療費助成県補助金	▲ 3.0億円
宝くじ収入	17.0億円
合計（B）	115.4億円



20ヵ年平均収支（B-A）	+23.6億円
---------------	---------

